

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例  
案

平成28年（2016年）9月21日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例の一部を改正する条例

札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表1 清掃手数料の項第4号中「、資源物」を「並びに資源物」に改め、「スプレー缶」の次に「、ライター」を加える。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

（理 由）

ごみ収集車両火災の原因の一つであるライターを有料指定袋とは別袋で排出できるよう清掃手数料の徴収対象から除外する等のため、本案を提出する。